

研究中止

研究責任医師は、研究を中止する場合は、速やかに、臨床研究に参加している被験者に適切な措置を講じてください。
中止日から10日以内に、中止した旨を東京大学臨床研究審査委員会（CRB）に通知するとともに、厚生労働大臣に研究中止を届出してください。

<「研究中止」から「研究終了」までの対応について>

- (1) 厚生労働大臣に研究中止を届け出た場合でも、研究終了を届け出るまでは研究は終了扱いになりませんので、引き続き「疾病等報告」、「定期報告」、「計画変更」等は、忘れずにCRBに報告してください。
- (2) 中止日または観察期間終了日（すべての評価項目に係るデータの収集するための期間が終了した日）のいずれか遅い日から1年以内に、総括報告書を厚生労働大臣に提出してください。
(手続きは、[こちら](#))

書類の作成

- ・中止通知書（[統一書式11](#)）を作成してください。
- ・特定臨床研究中止届書（様式第4）を、[jRCT](#)で作成してください。

CRB/病院長への報告 ※中止日から10日以内

当院の病院長とCRBへ報告をしますので、作成した中止通知書と特定臨床研究中止届書を、[研究倫理審査申請システム](#)にアップロードしてください。
報告手順や同システムで不明な点は、CRB事務局に確認してください。
連絡先：CRB事務局（研究倫理支援室）
TEL：03-5841-0818 内線 20818
e-mail：ethics@m.u-tokyo.ac.jp

厚生労働大臣に 中止届書を提出 ※中止日から10日以内

特定臨床研究中止届書を厚生労働大臣に提出してください。
厚生労働大臣への提出については、[jRCT](#)で対応してください。
相談先：臨床研究推進センター 臨床研究施設事務局担当者
e-mail：CreSjimu-tokyo@umin.ac.jp

CRB審査

[東京大学臨床研究審査委員会（CRB）本審査 <実施中>](#)に対応してください。
なお、委員会への出席の必要性は、CRB事務局に確認してください。

審査結果通知書の入手

研究倫理審査申請システムを通じて、CRB事務局から審査結果通知書を手入れ後、臨床研究推進センターに情報提供してください。
情報提供先：臨床研究推進センター 臨床研究施設事務局担当者
e-mail：CreSjimu-tokyo@umin.ac.jp

【多施設共同研究の場合のみ】 他の研究責任医師への 情報提供

CRBの審査結果通知書と承認資料を他施設の研究責任医師に情報提供し、当該施設の規定に従って管理者に報告するよう依頼してください。